⑵　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

なお、実施に当たっての留意事項は５⑴②―1)ウに準じるものとする。

1)　許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

さらに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

2)　鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

3)　期間

①　第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。

②　捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

③　狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

4)　区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

5)　方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、法第15条第１項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第１項又は第２項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

６　その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

⑴　博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

①　許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

②　鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭、個）。

③　期間

６か月以内。

④　区域

原則として、規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤　方法

原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

⑵　愛玩のための飼養の目的

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。

なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

①　許可対象者

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ５年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）又はこれらの者から依頼を受けた者。

②　鳥獣の種類・数

メジロに限る。許可対象者当たり１羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり１羽とする。

③　期間

繁殖期間中は認めない。

④　区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）。

⑤　方法

原則として、法第12条第１項又は第２項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

⑶　養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

①　許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

②　鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数（羽、個）とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

③　期間

６か月以内。

④　区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第７条第１項第７号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤　方法

網、わな又は手捕。